

富士見市教育大綱の策定について

1. 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月に施行されました。

その中で、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、長と教育委員会で構成する総合教育会議で協議・調整をし、策定することになりました。

本市においては、当初、富士見市教育振興基本計画を策定していることから、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができるという考えのもと、平成27年度第1回の総合教育会議において協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることとしていました。

しかし、現在の富士見市教育振興基本計画の期間（平成25年度～29年度）が今年度で終了し、見直しを行うことから、教育行政をさらに積極的に推進していけるよう、当該計画の道しるべとなるべく教育大綱を策定することとしました。

2. 策定の経過

内 容	回数	開 催 日 等
総合教育会議	5	28年度 11/14、3/17、29年度 4/21、7/13、7/24
市長と教育長、教育委員との懇談	2	28年度 1/16、29年度 6/22
勉強会（講演会）	2	28年度 3/17 学力向上について 講師：埼玉県教育局義務教育指導課長 大根田 頼尚氏 29年度 6/22 いのちを輝かせて生きる人を育てる教育について 講師：元埼玉県教育委員長 松居 和氏

3. 期間

普遍的な理念などの内容も含んでいることから、大綱の期間については特に定めずに必要に応じて随時見直すこととします。

4. 他の計画との関係

大綱は、市政運営の最上位計画である富士見市総合計画 第5次基本構想・後期基本計画に盛り込まれた教育分野の内容を踏まえながら、本市が目指すべき教育の根源となる「いのち」の尊さや人間尊重といった普遍的な理念を「基本理念」として示しました。

また、基本理念を実現するために3つの基本方針を示し、その方針を推進する各施策の展開については、第2次富士見市教育振興基本計画の中で示すものとします。

